

マイナンバーカードが健康保険証として利用可能に

10月20日から
本格運用開始

利用登録を行うと、医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードをカードリーダーに置くことで本人確認や限度額区分の確認ができるようになります。住所や名字などが変わっても健康保険証として使用できます。今後は順次、特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報の閲覧が可能になる予定です。

※お持ちの健康保険証は今までどおり使えます。

利用には事前登録が必要です

登録はスマートフォン(カード読取対応機種のみ)やパソコン(カードリーダーが必要)、セブン銀行ATMから簡単にできます。また、市役所に設置してある端末でも登録できます(登録には数字4桁の暗証番号が必要です)。



「マイナ受付」のステッカーやポスターが目印

注意事項

- 運用開始後しばらくの間は、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際は各種受給者証も一緒に提示してください
- オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です
- 詳細は厚労省ホームページをご覧ください

厚労省 マイナンバー

検索

マイナンバーに関する問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) ☎0120-95-0178
平日/午前9時30分~午後8時
土・日曜日、祝・休日/午前9時30分~午後5時30分

問い合わせ先/市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151
市役所保険医療課高齢者医療係 ☎76-8153



新商品開発チャレンジ事業者補助金

アフターコロナに向けて新商品開発にチャレンジする事業者を支援します。

対象者	市内に事業所のある会社・中小企業者などで市税に滞納のないかた
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 新商品開発(パッケージや材料の変更なども可)に要した費用 ● 新商品の周知に要した費用
補助金額	<p>一般枠/対象費用の全額(限度額10万円) 新分野チャレンジ枠(現在の事業内容とは異なる新分野で新商品を開発した場合)/ 対象経費の全額(限度額40万円)</p> <p>※開発した新商品を尾張旭まちづくり応援寄附金返礼品に登録した場合は、補助限度額に10万円を加算</p>
申請方法	申請書(産業課で配布。ホームページからもダウンロード可)に必要な書類を添えて、産業課に郵送か直接
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請は1事業者につき1回限り ● 開発した新商品はホームページで公開予定 ● 詳細はホームページ(右記二次元コードからアクセス)をご覧ください



問い合わせ先/市役所産業課商工振興係(〒488-8666住所不要) ☎76-8132